

労働基準監督署の調査について

労働基準監督署（以下「労基署」）が突然会社に来て来たり、事前通知があった上でやって来ることがあります。「なんでまたウチに来たんだろう・・・」と思われた方も多いのではないのでしょうか。今回は労基署が調査に来て来る、その「きっかけ」について簡単に整理いたします。

1 定期調査

年度計画に基づいてなされる定期的な調査です。年度計画に基づいて業種、規模、違反の多い会社（例えば長時間労働が多い）などを無作為に選定し、重点的に調査します（原則、労基署からの事前連絡なし）

2 申告調査

労働基準法や労働安全衛生法違反の疑いがあるということで労働者本人が労基署に調査依頼をし、それに基づいて調査するものです。多いのは賃金未払、残業代未払、解雇予告手当未払など。この調査の特徴は、依頼した労働者の名前を会社に伝えた上で調査を行いますので、誰が依頼したのかすぐにわかります（労基署からの文書での事前連絡あり）

3 情報調査

労働基準法等の違反の疑いがあるということで、労基署に調査依頼をするのは前記の申告調査と同じですが、違うのは労働者本人でなくても依頼ができることです。特に多いのが妻、父母、兄弟、知人など（以下「情報提供者」）。特徴としては申告調査が原則1週間程度で着手し、調査の進捗状況を随時、労働者本人に伝えてくれるのに対し、情報調査は「いつ調査するかわからない」「情報提供者が調査の進捗状況を労基署に問い合わせても一切教えてくれない」などがあります。あと、情報提供者の希望により匿名でも依頼が可能です（原則、労基署からの事前連絡なし）

4 災害調査

会社内で死亡事故や重大事故などが発生した場合に行われる調査です。会社や警察からの事故発生連絡報道などに基づいて調査を開始します。

☆ 編集後記 ☆

先日、私が所属しております吹田商工会議所の行事の余興で「ももいろクローバーZ」を踊りました。血のにじむような練習(?)を重ね、なんとかすべらない程度には盛り上がりもらえたようです(^_^;)

しかし、生歌を歌いながらあんな激しい踊りができるなんて、やっぱり若さって凄い!



一番左のブルーが私です

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F

Tel : 06-6809-5092

Fax : 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃